#### 村山医療センターにおける公的研究費等の不正使用防止計画

平成28年1月1日 制定令和4年9月30日 改正

独立行政法人国立病院機構村山医療センター(以下「当院」という。)では、「村山医療センター 公的研究費取扱規程」第4条により、公的研究費等(以下研究費という。) の適正な運営及び管理を行 うため、研究費に関する不正使用防止計画を以下のとおり定める。

#### 1 運営管理責任体制

① 最高管理責任者: 院長 研究機関における研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

② 統括管理責任者: 副院長 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について研究機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

- ③ コンプライアンス (内部統制) 推進責任者: 臨床研究部長 研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。
- ④ 事務総括責任者: 事務部長 統括管理責任者を補佐し研究費の適切執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を確保する責任と 権限と持つ。
- ⑤ 監事

不正防止に係る取組状況の確認を行うとともに、必要に応じて意見を述べる。

#### 2 不正使用防止計画

#### ① 研究機関内の責任の明確化

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
時間が経過することに	会議等において、各責任者に対し	最高管理責任者	適時
より、各責任者の責任	責任体系の啓発を促し、意識の向		
意識が低下する	上を図る		
	各責任者の異動にあっては、引継	_	_
	等を明確に行い、責任意識の低下		
	を防止する		

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
	当院ホームページ等で、関係規程	コンプライアンス	適時
	等を公開する	推進責任者	
研究費の運営・管理に	・院長を最高管理責任者とするな	最高管理責任者	_
関する責任者と権限が	ど、研究費を適正に運営及び管理		
明確でない	するための責任と権限を明確化す		
	る		
	<ul><li>各責任者は最高管理責任者が指</li></ul>		
	名する		

### ② 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
研究費に関する使用ル	・研究費に関する使用ルールを盛	コンプライアンス	適時
ールが理解されていな	り込んだマニュアルを作成し周知	推進責任者	
V	することにより、適正運用の徹底		
	を図る		
	・年度毎の目標を定めて、使用ル		
	ールの周知を図る		
・コンプライアンスに	・研究者等に対し行動規範の周知	コンプライアンス	年1回
対する関係者の意識が	徹底を図り、コンプライアンス意	推進責任者	
希薄である	識の向上を促す		
・公的研究費等の原資	・研修を行い、参加を義務付ける		
の大部分が税金によっ	・研究者等から不正使用を行わな		
てまかなわれているこ	い旨の誓約書を提出させる		
とに対しての意識が欠	・不正根絶に向けた啓発活動を実		
如している	施する		
・不適切な会計処理で	不正使用を行った場合は、国立病	最高管理責任者	適時
あっても、結果的に研	院機構職員就業規則等に基づき厳		
究のために使用してい	しい処分を行う		
れば許されるという認			
識の甘さがある			

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
研究費の使用ルールと	・研究者等を対象としたヒアリン	コンプライアンス	年1回
その運用が乖離する	グ等を実施しルールの運用実態の	推進責任者	
	把握に努める	不正使用防止計画	
	・研究費に関する使用ルールとそ	推進室	
	の運用に乖離がある場合は、適切		
	な指導を行うとともに、原因を分		
	析した上で必要に応じてルール変		
	更等も含めた対策を講じる		
研究費の使用ルールに	研究費の使用ルールについて研究	相談窓口担当者	適時
ついて誤った運用が行	者等に疑問が生じた場合には、設		
われる	置した相談窓口において対応する		
	ことにより誤った運用を事前に防		
	止する		

## ③ 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
不正使用防止計画を策	・不正使用事案の調査から明らか	不正使用防止計画	適時
定・実施したにもかか	になった不正発生の具体的な要因	推進室	
わらず、不正使用事案	について、その再発防止策を検		
が発生する	討、不正使用防止計画に加える		
	<ul><li>不正使用発生要因を認識した方</li></ul>		
	法(執行データの分析等)や対応		
	策の作成過程を記載した文書を保		
	存しておくこと		
	<ul><li>不正発生原因の不正防止計画へ</li></ul>		
	の反映状況や不正防止計画の適切		
	な実施について自己点検を行う		

# ④ 研究費の適正な運営及び管理活動

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
予算執行状況が適切に	・研究計画に基づき、定期的に予	事務統括責任者	年末
把握されていないた	算執行状況の確認を行うととも		
め、年度末に予算執行	に、必要に応じ改善を求める		
が集中する等の事態が	<ul><li>特に執行率の悪い研究者等に対</li></ul>		

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
発生する	してはヒアリングを行い、研究費		
	の繰り越し、返還等の指導を行う		
発注が研究者自らなさ	・物品等の発注は原則として経理	経理事務担当者	適時
れており、事務担当者	事務担当者がおこなう		
が確認できていない	・緊急の場合、研究者自ら発注を		
	行った場合には事後に必ず経理事		
	務担当者に報告する		
発注段階での財源特定	執行状況を的確に把握するため、	コンプライアンス	年1回
がなされていない	発注段階での財源特定を徹底する	推進責任者	
	よう、研修会等での指導・注意喚		
	起を行う		
取引業者が研究者と必	・特定の業者との密な取引がない	事務総括責任者	適時
要以上に密接な関係を	か		
持つことが癒着を生	注視するため、必要に応じて債務		
み、不正な取引に発展	確認をするなど取引状況の確認を		
する	行う。		
	・不正な取引を行った業者につい	コンプライアンス	適時
	ては、「独立行政法人国立病院機構	推進責任者	
	契約指名停止等措置要領」に基づ		
	き取引停止等の措置を講ずること		
	により他の業者へ注意喚起を行う		
	・使用ルールを提示することによ		
	り、どのような行為が不正使用に		
	あたるのかを業者にも認識させ		
	る。また、架空伝票の依頼があっ		
	た場合は、直ちに通報することを		
	要請する		
	・取引数の多い業者については、		
	不正経理に協力しない旨の誓約書		
TT ( ) + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +	を提出させる	VV ZIII 크로 공동 LII NIV 크로	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
研究活動と直接関係な	経理事務担当者による納品確認の	経理事務担当者 	適時
いと思われる物品を購	際に、疑義が生じた物品について		
入している	は、研究者に購入目的の確認等を		
	行う		

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
カラ出張、旅行日程の	財源にかかわらず、出張する職員	最高管理責任者	適時
水増し、日程の捏造、	に出張内申書を提出させ、旅行命	経理事務担当者	
航空券の不当取り扱い	令権者が旅行の内容、出張先、相		
等の不正が発生する。	手方、出張期間、支給旅費及びこ		
	れらの関連等を精査する。また、		
	出張内申が提出されない場合は旅		
	行命令等を発しない		
	・命令による出張を完了した職員		
	には復命書を提出させ、命令権者		
	が出張内申書や他の提出資料等と		
	の関係を点検、確認する。なお、		
	用務を達成したことを証明する資		
	料等との関係を点検、確認する。		
	なお、用務を達成したことを証明		
	する資料等が添付されていない等		
	の不備がある場合は不備の是正を		
	求める。また、理由なく出張後に		
	出張復命書が提出されない場合		
	は、以後、当該出張者の旅行命令		
	等を発しないことが出来る。		
雇上職員の出勤簿の改	・雇上職員を雇用する場合は、必	経理事務担当者	適時
ざん、カラ雇用等が発	ず管理課を通して雇用し、執務初	経理事務責任者	
生する	日等に本人確認及び勤務場所の確		
	認を行う		
	・賃金支給については、経理事務		
	担当者が出勤状況を確認するとと		
	もに、賃金支払日に本人の口座に		
	直接振込による処理とする		
会議費の支出において	・会議の確認書類を提出させ当該	経理事務担当者	適時
研究遂行に必要でない	支出の妥当性をチェックする	経理事務責任者	
飲食が行われる。	・また、実施後会議等開催報告書		
原稿執筆や校閲謝金に	を提出させる。なお、業者からの		
おいて、割り増し請求	請求書等には飲食の内容等を明確		
や既に発表済みの論文	に記載させる		
等への謝金請求が行わ	・原稿執筆、校正、校閲、翻訳等		
れる。	枚数単価で依頼する場合は、予定		

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
	枚数等を事前に提出させ、完了し		
	た際には依頼原本及び成果物を確		
	認し、一定期間保管する。		
データの保守、データ	必ず作業報告書を提出させ納品検	経理事務担当者	適時
構築など特殊な役務に	収の適正な実施などにより、経理		
関する検収が不十分で	事務担当者だけではなく研究者に		
ある	も検収に立ち会ってもらう。		
納品検収を行う職員の	使用ルールに基づき、納品検収を	経理事務担当者	適時
役割等が不明確となり	行う		
納品の事実が確認でき	なお、不正な取引に関与した業者	最高管理責任者	適時
ず、架空納品により業	に対しては取引停止等の処分を行		
者への預け金が発生す	j		
る			

## ⑤ 情報の伝達を確保する体制の確立

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
通報窓口が判りにくい	通報窓口は、ホームページ及びマ	コンプライアンス	適時
ため、不正が潜在化す	ニュアルにより周知し、通報者の	推進責任者	
る	保護や通報窓口、相談窓口につい		
	て周知徹底を図る		
使用ルール等の統一が	・本部内に設置した相談窓口にお	相談窓口担当者	適時
図られていないため、	いて、研究者等からの相談や質問	コンプライアンス	
誤った解釈で経費が執	を受け付ける	推進責任者	
行されるおそれがある	・受け付けた質問等を取りまとめ	不正使用防止計画	
	たQ&A集等を作成し、研究機関	推進室	
	内の掲示版等により周知すること		
	により、経費のより適正な執行を		
	図る		
	・使用ルールの説明会を開催、関		

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
	係者の出席を義務付ける。		
	・年度毎の目標を定めて、使用ル		
	ールの周知を図る		
不正使用を発見した者	告発者、被告発者、告発内容及び	最高管理責任者	適時
が不利益を受けること	調査内容について、調査結果の公	コンプライアンス	
を恐れて告発を躊躇す	表まで、告発者及び被告発者の意	推進責任者	
る	に反して調査部門関係者以外に漏		
	洩してはならない旨を規程に定		
	め、該当の規程をホームページで		
	公開する		
行動規範や使用ルール	・研修会による啓発活動を強化す	コンプライアンス	年1回
に関する理解が不足す	る等の対策を講じる	推進責任者	
る。	・行動規範等をホームページに掲	不正使用防止計画	
	示することにより、その浸透に努	推進室	
	める		
	・年度毎の目標を定めて、使用ル		
	ールの周知を図る		

### ⑥ モニタリングの在り方

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
不正使用の防止を推進	<ul><li>内部監査部門による通常監査を</li></ul>	内部監査部門	年1回
する体制の検証及び不	原則とするが、臨時の監査を認め		
正発生要因に着目した	る。		
モニタリングが不十分	<ul><li>内部監査部門は、不正使用防止</li></ul>		
であるため、不正発生	計画推進室及び会計監査人と連携		
のリスクが存在する	して不正使用防止体制の検証を行		
	い、リスクの除去・低減を図る		
	・年度毎の目標を定めて、不正使		
	用の防止を推進する		

## 3 不正使用防止計画の点検・評価

不正使用防止計画推進室はコンプライアンス推進責任者、内部監査部門、会計監査人または監査法 人等と連携し、研究費に係る不正使用を発生させる要因の把握に努め、適時不正使用防止計画につい て点検・評価を行い、監事に整備状況について報告する。監事は必要に応じて意見を述べる。